

鳥取縣公報

昭和十八年六月四日
第千四百三十九號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

| | | |
|------|-------------------|-------|
| ○縣令 | 鳥取縣藥品檢查規則..... | 一頁 |
| ●同 | 手数料規則..... | 二頁 |
| ○告示 | 保險醫指定..... | 八頁 |
| ●同 | 耕地整理組合長選任認可..... | 八頁 |
| ●同 | 阿片指定販賣人死亡..... | 八頁 |
| ●同 | 産婆登録名簿取消者..... | 八頁 |
| ●同 | 名簿登録者..... | 九頁 |
| ●同 | 登録名簿訂正並取消者..... | 九頁 |
| ○彙報 | 都市女子青年農村勤勞奉仕..... | 三〇頁 |
| ●同 | 六月の常會徹底事項..... | 三二頁 |
| ●同 | 大詔奉戴日實施方策..... | 三三頁 |
| ●其の他 | | |

縣令

◇鳥取縣令第三十七號

鳥取縣藥品檢查規則左ノ通定ム

昭和十八年六月四日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣藥品檢查規則

第一章 總則

第一條 本則ニ於テ藥品ト稱スルハ繩、莖及吠(故ヲ除ク以下同ジ)ヲ謂フ

第二條 本則ニ於テ受渡ト稱スルハ賣買、交換、貸借、辨濟、贈與、擔保又ハ寄託等ノ爲本縣内ニ於テ授受スルヲ謂ヒ移出ト稱スルハ本縣外ニ搬出スルヲ謂フ

第三條 本縣内ニ於テ生産セラレタル薬工品ハ本則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ受渡又ハ移出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 第八條ノ規定ニ依ル別表ノ一結束ニ滿タザル端量ノモノ

二 加工ノ爲寄託セララルモノ

三 學術研究又ハ試験ノ用ニ供セララルモノ

四 博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品セララルモノ

五 徵發又ハ強制執行ノ目的物トナリタルモノ及國有ニ屬スルモノ

六 特別ノ事由ニ依リ検査ヲ免除セラレタルモノ

前項第三號若ハ第四號ノ薬工品ヲ移出シ又ハ同第六號ノ薬工品ヲ受渡若ハ移出セントスル者ハ薬工品ニ様式第一號ニ依リ荷札ヲ附シ所轄食糧検査所支所又ハ其ノ出張所ニ届出テ様式第二號ニ依リ検査免除印ノ押捺ヲ受クベシ

第四條 本縣内ニ於テ生産セラレタル薬工品ニシテ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザルモノニシテ検査

ヲ希望スル者アルトキハ本則ニ依リ之ガ検査ヲ行フコトアルベシ

第五條 本縣外ヨリ移入セラレタル薬工品ト雖モ本縣外ニ於テ生産セラレタルコトヲ確認シ難キモノハ之ヲ本縣内ニ於テ生産セラレタルモノト看做ス

第六條 第三條第六號ノ規定ニ依リ検査ヲ免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、種類、數量、用途及仕向先ヲ具シタル書面ヲ以テ食糧検査所長(以下所長ト稱ス)ニ申請スベシ

第七條 薬工品ノ検査等級ハ別表中ノ規格標準ニ掲グル等級トス

前項ノ検査等級ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 検査ヲ受ケル薬工品ハ別表ノ規格標準、結束及梱包方法ニ依ルベシ

梱包ハ同種同等級品ニ非ザレバ之ヲ一梱ト爲スコトヲ得ズ

第九條 特別ノ事由ニ依リ前條ノ規定ニ依リ難キ場合ハ所長ノ許可ヲ受ケ特別ノ製作、結束又ハ梱包方法ト爲スコトヲ得

トテ得

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、種類、數量、結束並ニ梱包方法、用途及仕向先ヲ具シタル書面ヲ以テ所長ニ申請スベシ

第十條 検査ヲ受クル薬工品ニハ其ノ結束ノ緊括繩ニ様式

第三號ニ依ル票箋ヲ結附クベシ

第十一條 検査ヲ受ケントスル者ハ薬工品検査手數料規則ニ依リ検査手數料ヲ納付スベシ

第十二條 本則ニ依ル検査施行ノ爲必要ナル薬工品ノ積替運搬、計量、解裝又ハ改裝ニ要スル努力及費用ハ検査申請者ノ負擔トス

第十三條 本則ノ適用ニ因リ生ジタル損害ニ付テハ縣ハ賠償ノ責ニ任ゼズ

第二章 検査

第十四條 検査ハ第八條ニ定ムル規格並ニ品質及乾度ニ付之ヲ行ヒ其ノ品位ニ依リ繩ニ在リテハ一結束、莖及吹ニ在リテハ一枚毎ニ検査等級ヲ決定ス但シ第九條ノ規定ニ依リ製作ニ付許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ検査等級ヲ

附セズ

第十五條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ但シ検査吏員ト雖モ自己ノ利害ニ直接關係アル薬工品ノ検査ハ之ヲ行フコトヲ得ズ

前項ノ検査吏員トハ食糧検査所食糧検査官、食糧検査官補及食糧検査技手ヲ謂フ

検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ米麥検査令施行規則ニ定ムル様式第二號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第十六條 検査ハ現品所在地ニ於テ之ヲ行フ但シ所長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ關係者ノ希望ヲ斟酌シ検査場所ヲ指定スルコトアルベシ

第十七條 検査ヲ受ケントスル者ハ様式第四號ノ検査申請書ヲ所轄食糧検査所支所又ハ其ノ出張所ニ提出スベシ

第十八條 検査申請者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指示ニ從フベシ

前項ノ指示ニ從ハザルトキハ其ノ検査ヲ中止スルコトアルベシ

第十九條 検査吏員検査ヲ行フニ當リ過度ノ水濕ヲ含有ス

00002

ルモノ又ハ第八條、第九條若ハ第十條ノ規定ニ適合セザルモノアルトキハ其ノ薬工品ノ検査ハ之ヲ中止ス
前項ノ規定ニ依リ検査ヲ中止シタルトキハ其ノ日ヨリ起算シ十日以内ニ不備ノ點ヲ正シテ検査ヲ受クルニ非ザレバ其ノ薬工品ニ付既ニ爲シタル検査申請ハ効力ヲ失フモノトス

第二十條 検査等級決定シタルトキハ繩ニ在リテハ一結束毎ニ緊括繩ニ様式第五號ニ依ル検査封緘紙ヲ施シ其ノ封目ニ検査吏員ノ認印ヲ押捺シ建及吠ニ在リテハ一枚毎ニ様式第六號ニ依ル検査等級證印(建及吠用)ヲ織出シ一尺ノ箇所ニ押捺シタル上票箋ニ様式第六號ニ依ル検査等級證印(票箋用)、様式第七號ニ依ル検査濟證印及検査吏員ノ認印ヲ押捺ス

第九條ノ規定ニ依リ製作ニ付許可ヲ受ケタル薬工品ニ在リテハ票箋ニ様式第七號ニ依ル検査濟證印、様式第八號ニ依ル許可證印及検査吏員ノ認印ヲ押捺ス
第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ検査ヲ行ヒタル薬工品ニハ其ノ票箋ノ裏面ニ様式第七號ニ依ル検査濟證印

印ヲ押捺ス

第二十一條 本則ノ規定ニ依リ附シタル印章又ハ記號ノ抹消ハ様式第九號ニ依ル消印ニ依リ之ヲ行フ

第二十二條 検査申請者ニシテ検査等級ノ決定ニ對シ異議アル者ハ其ノ検査ノ終了シタル日ヨリ起算シ十日以内ニ其ノ異議ノ事由、検査等級別數量、所在地、前検査年月日及受檢希望日時ヲ記載シタル書面ヲ以テ所長ニ検査ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第三章 取 締

第二十三條 検査濟ノ薬工品ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ受渡又ハ移出スルコトヲ得ズ

一 結束若ハ梱包ヲ毀損シ又ハ改装シタルモノ

二 検査等級證印ノ不明瞭トナリタルモノ又ハ検査封緘紙若ハ票箋ヲ毀損シ又ハ亡失シタルモノ

三 變質、毀損又ハ汚染シ若ハ過度ノ濕氣ヲ含ミタルモノ
第二十四條 検査吏員必要アリト認ムルトキハ、検査濟ノ薬

00003

工品ニ付検査ヲ行フコトアルベシ

前項ノ規定ニ依ル検査ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十五條 検査濟ノ薬工品ノ結束若ハ梱包ヲ解裝シタルトキハ直ニ其ノ検査封緘紙及票箋ヲ破棄スベシ

第二十六條 検査濟ノ薬工品ヲ降雨雪中ニ運搬シ又ハ濕氣ヲ吸收シ易キ場所ニ置クトキハ防濕ニ必要ナル設備ヲ爲スベシ

第二十七條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ第三條ノ規定ニ違反シ受渡又ハ移出セントスル薬工品ヲ運送シ又ハ運送取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十八條 検査吏員又ハ警察官吏ハ本則ニ違反ノ事實アリト認ムルトキハ運搬停止若ハ保管又ハ關係資料ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四章 罰 則

第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰

金、拘留又ハ科料ニ處ス

一 第三條、第二十三條、第二十四條第二項、第二十五條乃至第二十七條又ハ第二十八條第二項ノ規定ニ違反シタル者

二 検査ヲ免ルル爲又ハ検査ヲ受クルニ當リ不正ノ行爲ヲ爲シタル者

三 濫ニ検査濟ノ薬工品ノ検査等級證印ヲ隠蔽シ又ハ抹消シタル者

四 濫ニ検査濟ノ薬工品ノ検査封緘紙又ハ票箋ヲ隠蔽シ若ハ毀損シ又ハ不正ニ使用シタル者

五 検査濟ノ薬工品ニ濕氣ヲ施シ又ハ品位ノ異ルモノヲ混入シ若ハ減量シタル者

第三十條 本則ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本則ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十一條 本則ノ規定ニ違反シタル者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ

00004

業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキ
 ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ業務ニ關シ成年者ト
 同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前鳥取縣薬工品組合ノ検査ヲ受ケタル薬工品ハ之
 ヲ本令ニ依リ検査ヲ受ケタルモノト看做ス

様式第一號、荷 札

| | | | | |
|----|---|----|----|----|
| 種受 | 居 | 縣 | 市郡 | 村町 |
| 取 | 縣 | 市郡 | 村町 | |
| 別 | 人 | | | |
| 量 | | | | |
| 昭和 | 年 | 月 | 日 | |

備考 一 用紙ハ強靱ナルモノヲ用フルコト

二 「種別」ハ薬工品ノ種類ニ依リ「繩」、「蕙」

又ハ「吠」ト記載シ「數量」ハ繩ニ在リテハ重
 量ヲ蕙及吠ニ在リテハ枚數ヲ記載スルコト
 様式第二號 検査免除印 徑一寸 肉色紫

(免)

様式第三號 票 箋 長三寸五分 幅一寸五分

| | | | |
|----|----|----|----|
| 種受 | 縣 | 市郡 | 村町 |
| 別 | 品名 | | |
| 量 | | | |
| 昭和 | 年 | 月 | 日 |

備考 一 用紙ハ強靱ナルモノヲ用フルコト

二 「種別」ハ薬工品ノ種類ニ依リ「繩」、「蕙」
 又ハ「吠」ト記載シ「品名」ハ別表ノ規格標準
 ニ依リ記載シ數量ハ玉繩ニ在リテハ「蕙大玉、

00005

様式第四號 検査申請書

検査申請書

昭和 年 月 日

住所

氏

名

鳥取縣食糧検査所長 殿
 左記ノ通検査相受度検査手数料納收證票貼付此段申請候也

| | | | |
|-------|-----|------|------|
| 種別 | 品名 | 數量 | 貫枚 |
| 検査手数料 | 圓 錢 | 受檢場所 | 希望月日 |

検査納收證票

00006

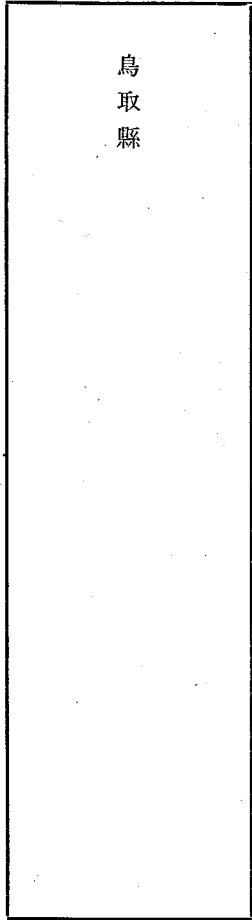
欄付貼

備考 「種別」、「品名」及「數量」ハ第三號ノ備考ノニ準ジ記載スルコト

樣式第五號 檢査封緘紙 長五寸 幅一寸 刷色青長三寸

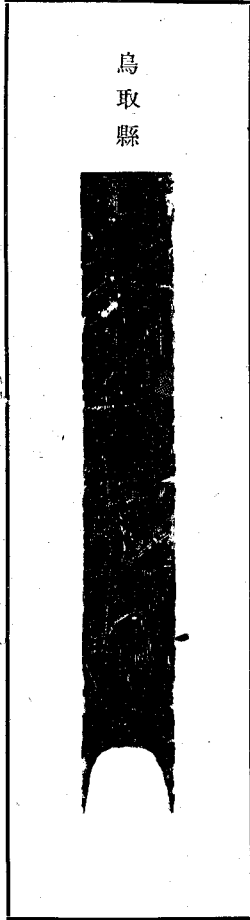
特等

鳥取縣



一等

鳥取縣

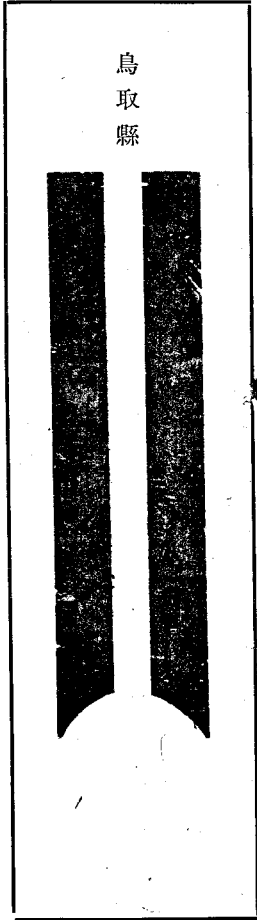


中央ニ幅五分ノ縦線一本

00007

二等

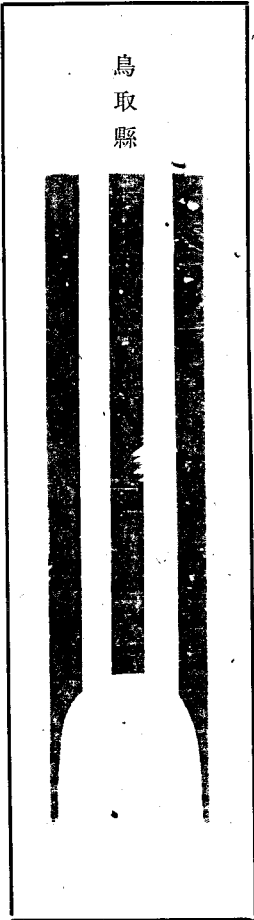
鳥取縣



兩側ニ幅二分五厘ノ縦線二本

三等

鳥取縣



兩側及中央ニ幅一分三厘ノ縦線三本

樣式第六號 檢査等級證印

票箋、用 徑八分 肉色紫

特上 (特上)

特等 (特等)

一等

(壹等)

二等

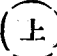



(貳等)


三等

(參等)

筵及吹用 肉色 黑

00008

特上  徑二寸 特等  徑二寸 一等  徑三寸 二等  徑三寸一分

三等  各邊三寸五分

樣式第七號 檢查濟證印 徑七分二厘六毛中央ノ平行線ノ間隔一分六厘五毛肉幅三厘三毛肉色赤



樣式第八號 許可證印 徑八分 肉色紫



樣式第九號 消印 肉色紫



票箋用 徑三分 肉色紫



蕈及吹用 長三寸六分 幅五分 肉色黑

00009

別表

蕈工品規格標準 結束及梱包方法左ノ如シ

玉繩

一規格標準

| 品名 | 等級 | 直徑 | 尺間撚數 | 大玉貫建 | 中玉貫建 | 小玉貫建 | 備考 |
|---------|--------|-----|--------|------|------|------|----|
| 一分五厘荷造繩 | 特一、二、三 | 一五厘 | 二七 | 一貫 | 二貫 | 一貫 | |
| 二分五厘荷造繩 | 同 | 二〇 | 三六三 | 五五 | 三三 | 一二 | |
| 三分荷造繩 | 同 | 二五 | 三三〇 | 五五 | 三三 | 一二 | |
| 三分五厘荷造繩 | 同 | 三〇 | 三一〇八 | 五五 | 三三 | 一二 | |
| 四分荷造繩 | 同 | 三五 | 二八八七 | 五五五 | 三三三 | 一一二 | |
| 四分荷造繩 | 同 | 四〇 | 二八五六 | 五五五 | 三三三 | 一一二 | |
| 五分荷造繩 | 同 | 五〇 | 二二一七二二 | 五五五 | 三三三 | 一一一 | |

| | | | | | | | |
|-------|-----|---|-----|------|-----|----|--|
| 六分 | 荷造繩 | 同 | 六〇 | 二一〇〇 | 五五 | 三 | |
| 七分 | 荷造繩 | 同 | 七〇 | 二一八九 | 五五五 | 三三 | |
| 一寸三子繩 | 三子繩 | 同 | 一〇〇 | 一六 | | | |

二 結束及梱包方法

結束ハ、三分繩マデハ友繩、三分五厘繩以上ハ友繩又ハ三分以上ノ繩ヲ以テ中央穴ヲ通シ二廻リツツ二箇所以上緊括スルコト

梱包ハ三玉ヲ横重ネ充分壓搾シ三分以上ノ繩ヲ以テ中央穴ヲ通シ二廻リツツ四箇所緊括シ、更ニ横一ヶ所二本繩ニテ各縦繩ニ引掛ルコト

機械壓縮ノモノニアリテハ中央穴ヲ通サザルコトヲ得

束 繩

一 規格標準

| 品名 | 等級 | 直徑 | 尺間擦數 | 卷梓ノ長 | 卷一ノ把數 | 束一ノ把數 | 束一ノ長サ | 備考 |
|----------|--------|-----|------|------|-------|-------|----------|----|
| 一分五厘 荷造繩 | 特一、二、三 | 一五厘 | 三八三 | 二尺五寸 | 四〇 | 一〇 | 二、〇〇〇尺以上 | |
| 二分 荷造繩 | 同 | 二〇 | 三六二 | 同 | 同 | 一〇 | 同 | |

| | | | | | | | | |
|-------|-----|---|-----|-------|------|-----|---------|----------|
| 二分五厘 | 荷造繩 | 同 | 二五 | 三三八 | 同 | 同 | 一〇 | 同 |
| 三分 | 荷造繩 | 同 | 三〇 | 三〇六 | 同 | 三〇 | 一〇 | 一、五〇〇尺以上 |
| 三分五厘 | 荷造繩 | 同 | 三五 | 三〇八五 | 同 | 三〇 | 同 | |
| 四分 | 荷造繩 | 同 | 四〇 | 二八五四 | 同 | 二〇〇 | 三〇〇 | 〇〇〇以上 |
| 五分 | 荷造繩 | 同 | 五〇 | 二二七二〇 | 同 | 一〇〇 | 二〇〇 | 〇〇〇以上 |
| 六分 | 荷造繩 | 同 | 六〇 | 二〇八 | 同 | 二〇〇 | 同 | 〇〇〇以上 |
| 七分 | 荷造繩 | 同 | 七〇 | 二一八七 | 同 | 一〇〇 | 二〇〇 | 〇〇〇以上 |
| 一寸三子繩 | 三子繩 | 同 | 一〇〇 | 一六 | 一七五分 | 一〇〇 | 二七〇〇尺以上 | |

二 結束及梱包方法

一 把ハ横二箇所ヲ友繩(所定ノ卷數中ヨリ戻シテ結束繩トス)ニテ結ビ所定ノ把ヲ以テ一束トシ友繩(三分五厘繩以上ハ三分以上ノ繩)ヲ以テ二廻リ横三箇所緊括スルコト但シ三子繩ニアリテハ一把毎ニ假縛ヲ施シ所定ノ把數ヲ組合セ友繩(所定ノ卷數ノ中ヨリ戻シテ結束繩トス)又ハ四分繩ヲ以テ二廻リ横二箇所(兩端)緊括スルコト

苧

一規格標準

梱包ハ二分繩以下ハ十二束、二分五厘乃至四分繩ハ六束、五分繩以上ハ四束(但シ四分、五分三子繩ハ四束、七分三子繩ハ三束、一寸三子繩ハ二束トス)ヲ一梱トシ充分壓搾シ四分以上ノ繩ヲ以テ横ニ箇所二廻リ緊括シ、三子繩ニアリテハ更ニ縦及胴ヲ二廻リ横繩ニ引掛ルコト

| 品名 | 等級 | 目數 | 幅 | 長さ | 耳又ハ耳止組 | 一枚ノ最低重量 | 結束枚數 | 枚梱包數 | 備考 |
|----------|-----|------|------|-----|--------|---------|--------|--------|------------------------------------|
| | | | | | | | | | |
| 三六苧 | 二一 | 二一以上 | 三〇寸 | 六〇寸 | 三五以上 | 四五〇以上 | 五又ハ一〇枚 | 二〇枚 | 用途ニヨリ三寸以内ノ耳毛ヲ附スルコトヲ得織止ハ原則トシテ三本編ノコト |
| | | | | | | | | | |
| 三七苧 | 二一 | 一九以上 | 三〇 | 七〇 | 四〇以上 | 三六〇以上 | 一〇 | 三〇 | 織止ハ原則トシテ三本編ノコト |
| | | | | | | | | | |
| 五八苧 | 二一 | 一八以上 | 二八以上 | 五八 | 三三以上 | 二七〇以上 | 一〇 | 三〇 | 同 |
| | | | | | | | | | |
| 大幅厚苧(建苧) | 二一特 | 二二以上 | 三一五 | 六五 | 四〇以上 | 八〇〇以上 | 五 | 一〇又ハ二〇 | 耳毛三寸織止ハ原則トシテ三本編ノコト |
| | | | | | | | | | |

二結束及梱包方法

結束ハ二分五厘繩ヲ以テ横ニケ所ヲ二廻リ緊括スルコト
梱包ハ三分五厘以上ノ繩ヲ以テ中央及兩端ニケ所ヲ二廻リ緊括スルコト

| 品名 | 等級 | 目數 | 幅 | 長さ | 耳又ハ耳止組 | 一枚ノ最低重量 | 結束枚數 | 枚梱包數 | 備考 |
|------|----|------|----|----|--------|---------|-------|------|----------------------|
| | | | | | | | | | |
| 毛三六苧 | 二一 | 二一以上 | 三〇 | 六〇 | 一二以上 | 四五〇以上 | 五又ハ一〇 | 二〇 | 耳毛四寸織止ハ兩端及中央ニケ所以上ノコト |
| | | | | | | | | | |
| 毛三七苧 | 二一 | 一九以上 | 三〇 | 七〇 | 一四以上 | 三八〇以上 | 一〇 | 三〇 | 同 |
| 毛三九苧 | 二一 | 一九以上 | 三〇 | 九〇 | 一八以上 | 四二〇以上 | 一〇 | 三〇 | 同 |
| 毛五八苧 | 二一 | 一八以上 | 二八 | 五八 | 一二以上 | 二五〇以上 | 一〇 | 三〇 | 同 |
| 毛六八苧 | 二一 | 一八以上 | 二八 | 六八 | 一四以上 | 三〇〇以上 | 一〇 | 三〇 | 同 |
| 毛七八苧 | 二一 | 一八以上 | 二八 | 七八 | 一六以上 | 三二〇以上 | 一〇 | 三〇 | 同 |
| 毛八〇苧 | 二一 | 一七以上 | 二六 | 八〇 | 一七以上 | 三〇〇以上 | 一〇 | 三〇 | 同 |
| 毛五五苧 | 二一 | 一七以上 | 二六 | 五五 | 一一以上 | 一七〇以上 | 一〇 | 三〇 | 同 |
| 毛四八苧 | 二一 | 一七以上 | 二六 | 四八 | 一〇以上 | 一五〇以上 | 一〇 | 三〇 | 同 |

00014

吠

一規格標準

| 品名 | 等級 | 地 | 幅 | 長サ | 耳組 | 仕 | 立 | 方 | 最低重量 | 備考 | | |
|------|-------|------|--------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------------|
| | | | | | | | | | | | 目 | 口開 |
| 一號 吠 | 三二一特上 | 以上二〇 | 二、尺以上八 | 五、尺八 | 片面上〇 | 二、寸〇 | 一、寸五 | 三、分〇 | 一、分五 | 以上二七 | 三五〇以上 | 用途ニ依リ口開ヲ附セリ |
| 二號 吠 | 三二一特上 | 以上一八 | 二、五五 | 五、六 | 同上 | 二、〇 | 一、五 | 三、〇 | 一、五 | 以上二五 | 三二〇以上 | 用途ニ依リ口開ヲ附セリ |
| 三號 吠 | 三二一特上 | 以上一七 | 二、四〇 | 五、三 | 同上 | 二、〇 | 一、五 | 二、五 | 一、五 | 以上二三 | 二七〇以上 | 用途ニ依リ口開ヲ附セリ |
| 四號 吠 | 二一 | 以上一六 | 二、二五 | 四、八 | 同上 | 二、〇 | 一、五 | 一、 | 一、五 | 以上二〇 | 二三〇以上 | 用途ニ依リ口開ヲ附セリ |
| 五號 吠 | 二一 | 以上一五 | 二、一〇 | 四、〇 | 同上 | 二、〇 | 一、五 | 一、 | 一、五 | 以上一五 | 二〇〇以上 | 用途ニ依リ口開ヲ附セリ |

00015

鳥取縣令第三十八號

鳥取縣工品検査手数料規則左ノ通定ム

昭和十八年六月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣工品検査手数料規則

第一條 工品検査規則(以下規則ト稱ス)第十一條ノ検査手数料左ノ如シ

- (一) 織方ハ原則トシテ打糞一本織、織違一寸以内トス
- (二) 織止ハ原則トシテ三本編止トス
- (三) 口繩ハ必要ニ應ジ附スルモノトス

二 結束及梱包方法
 結束八十枚ヲ一束トシ二分五厘以上ノ繩ヲ以テ横ニケ所緊括スルコト
 梱包ハ二十枚ヲ一梱トシ三分五厘以上ノ繩ヲ以テ横ニケ所ヲ二廻リ充分緊括シ更ニ縦一ケ所ヲ二本繩ニテ横繩ニ引掛ケ緊括スルコト吠用遊ノ結束及梱包方法ニ付亦同ジ

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|------|------|-----|---|-----|----------------------|-----|-----|-------|--|
| 文庫 | 二一 | 以上一九 | 三、〇〇 | 六、〇 | 同 | 以上三 | 二枚ヲ丁字形ニ合セ五邊ヲ縫合スルモノトス | 二、〇 | 以上三 | 五八〇以上 | |
|----|----|------|------|-----|---|-----|----------------------|-----|-----|-------|--|

繩一結束ニ付 一錢
 遊及吠一結束ニ付 二錢

第二條 規則第十九條第二項ニ該當スルモノノ既納手数料ハ之ヲ還付セズ

第三條 規則第二十三條第二號ニ該當スルモノノ検査及規則第二十四條ノ検査ニ付テハ検査手数料ヲ徴收セズ

第四條 検査手数料ハ規則第十七條ノ検査申請書ニ鳥取縣農産物検査手数料納收證票ヲ貼付シテ之ヲ納付スベシ

00016

附 則
告 示

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣告示第百八十五號

健康保險法國國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險醫トシテ左ノ醫師ヲ指定セリ

昭和十八年六月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

| | | | |
|--------------|--------------------|-------|----------------|
| 專門科名 | 診療所所在地 | 氏 名 | 指定年月日 |
| 內科小兒科 婦人科 | 八頭郡船岡村大字 船岡一〇八五 | 菊川 益惠 | 昭和十八年 五月廿九日 |
| 耳鼻咽喉科 | 鳥取市本町二丁目 五〇 | 宇山 芳郎 | 同 |
| 產婦人科 | 米子市中町二八 | 宮本 敏夫 | 同 |

◆鳥取縣告示第百八十六號

東伯郡天神野耕地整理組合長左ノ通選任ノ件認可セリ
昭和十八年六月四日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

東伯郡東鄉村大字田畑
組合長 益 田 傳 吉

東伯郡倉吉町大字東仲町二六一八番地
藥劑師 河 本 重 治

右者ニ對シ大正十五年十二月十九日醫藥用阿片販賣人ニ指定ノ處昭和十八年五月八日死亡セリ
昭和十八年六月四日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第百八十七號

◆鳥取縣告示第百八十八號

產婆登錄名簿取消者左ノ如シ
昭和十八年六月四日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

00017

◆鳥取縣告示第百八十九號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十八年六月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本籍 鳥取縣東伯郡下鄉村大字美好二六一番地

住所 同 上

昭和十八年五月三十一日登錄
第 八 九 一 號

西 本 た ま 枝

大正十年一月十日生

◆鳥取縣告示第百九十號

產婆登錄名簿訂正並ニ取消者左ノ如シ

昭和十八年六月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前住所 八頭郡若櫻町大字若櫻一一九四番地
新住所 八頭郡若櫻町大字若櫻一一一四ノ四番地
昭和十八年五月十日轉住ニ依リ同月十四日付名簿訂正方出願ニ對シ同月二十五日訂正

住所 鳥取市立川町四丁目二四ノ一番地

昭和十八年五月二十日廢業ニ依リ同月二十日付名簿取消方出願ニ對シ同月二十五日取消

日取消

高 木 シ ヅ エ

彙報

都市女子青年 農村勤勞奉仕

農繁期共同炊事・共同保育所へ

決戦下喫緊の要務たる國民食糧の増産確保を期する爲、縣、縣農會及其の系統機關、産業組合縣支會及其の系統機關、縣青少年團が主催者となり、國民皆働本部協力の下に都市の女子青年をして農繁期共同炊事並に共同保育所に勤勞奉仕せしめて都鄙一体の協力体制確立を期し、且つこの實踐活動を通じて益々教養訓練の徹底を圖つて皇國女子青年の使命に邁進せしめることとなつた。

奉仕期間は成るべく共同炊事並に共同保育所の頭初より終了までの全期間とするが、全期奉仕不可能の場合は最低八日を下らぬ範圍に於て交替する。但しこの場合は全員入替を行はないで部分的に交替せしめる様にする。

奉仕者の送出に當つては勤勞精神に徹し、心身共に健全

にして農繁期に於ける農村の奉仕に堪へ得る十八才以上二十五才までの女子青年を以て勤勞奉仕班を編成するが、編成に際しては健康診断を行つて傳染性疾患のあるもの等は除き、年齢、教育程度、性格等を考慮して班員を定める。又出勤前に合同訓練を行つて勤勞奉仕精神の昂揚、奉仕地域や施設の實情認識、實際技能の修練、集團的訓練等を行ふことになつてゐる。一施設に對する出動員數は共同炊事共同保育所各三人、兩施設をなすものには六人を標準とする。

請入側では部落團體に於て共同炊事、共同保育所開設の具体案を樹立すると共に町村農會に請入申出書を提出し、奉仕團員の宿舍等の準備をせねばならぬが、宿舍については人格高潔なる管理責任者を決定し、成るべく部落内の有志者の住宅内に合宿し得る安全な場所を選んで寢具其他諸般の用意をするのである。若し學校とか會館等を宿舍として利用する場合は管理責任者は常に奉仕團員と起居を共にする。

又、奉仕團員の旅費及び奉仕期間中の食事、宿舍に要す

の三項目と決定した。切に縣民各位の實踐を望み次第である。

一、國民皆働で見事に食糧の大増産をやり遂げませう

食糧増産の決戦期は今月です。増産へ敢闘する農村に都市からも援兵を繰り出させよう。

(イ) 都市の商業者を初め工場、鑛山、事業場、事務所等に働いてゐる農村出身者は男も女も、此の際差支へない限りそれ／＼一時飯農し、又團體の動員にも参加し農村へ勤勞奉仕に行くこと

(ロ) 作業は田植や麥刈や養蠶を初め共同炊事や托兒其他農家の手助けをすること

(ハ) 團體で勤勞奉仕する場合は自分の市町村の翼賛會支部に設けられる「農繁期國民皆働本部」に相談して決めること

(ニ) 農家で手助けを求める場合は自分の市町村の「食糧増産指導部」に申込むこと

二、皆で二百七十億貯蓄を完遂させよう
六月十五日から一ヶ月間は貯蓄強調期間です。此の期間

00019

る一切の経費は豫め共同炊事、共同保育所開設の経費中に計上(關係方面に於てもこれが施設助成を考慮)するのであるが、奉仕團員に對する謝禮贈與等は行はないのである。なほ奉仕團員は平素都會生活をしてゐる者のことであるから、地元女子青年團員、地元部落民との懇談會とか、共同共業、共同生活等よりの交際の機會を設け、農村及び農業に關する認識の昂揚に努め、且つ奉仕中の生活指導に於ても合宿中の行事日程とか作業日程によつて主催者側町村幹部や班長を中心に確實に行ふことが肝要である。

(教學課)

食糧増産・貯蓄完遂・防空必勝

六月の常會徹底事項

六月の常會徹底事項は次の如く

- 一、國民皆働で見事に食糧の大増産をやり遂げませう
- 二、皆で二百七十億貯蓄を完遂させよう
- 三、防空必勝の陣を固めませう

00020

の終るまでには目標の三分の一の「九十億貯蓄」をやり遂げて貯蓄の緒戦に勝ち抜きませう。

(イ) それには一層戦争生活に徹し「間に合せ」で生活の無駄を省き、副業や内職等で貯蓄源の産み出しに努めること

(ロ) 又賞與や臨時収入や種々の増加収入は成るべく全額を國債、債券の買入れ其の他の貯蓄に振り向けること
(ハ) 部落會や町内會や隣組では此の際各戸に貯蓄力に余力のある者には貯蓄の増額をすゝめること

三、防空必勝の陣を固ませう

防空活動で最も大切なものは焼夷弾に對する防火です。次の要領を徹底しいざ空襲に備へませう

(イ) 防火は最初の二分間—どんな焼夷弾でも直に水を周圍の燃え易いものにかけて延焼を防ぐこと

(ロ) 右の處置を有効にするため焼夷弾の種類に應じて次の處置を取ること

1. エレクトロン焼夷弾—水で濡らした藁類をかけ其の上に水をかけるか砂袋を投げつけて火を抑えること

火勢の弱いものは速かにシャベル等で運び出すこと

2. 油脂焼夷弾—水で濡らした藁類をかけるか、水或はバケツやシャベルで砂や土を投げかけて消すこと

3. 黄燐焼夷弾—かたまつて燃えてゐる黄燐は水や水で濡らした藁類をかけ又はバケツやシャベルで砂や土をかけて消すこと。飛び散つて燃えてゐる黄燐は素手や素足では絶対に觸れないで水をかけるか水で濡らした火叩きで叩き消すこと

(ハ) 此の外焼夷弾に對しては次の注意をすること

天井裏に止つたら鳶口か長棒で突き落し、又防火に不便なところにある時は鳶口か長棒で他に移してから消すこと。黄燐は一旦消した後でも燃え出すから落ちたところは長時間警戒をすること

(ニ) 燈火管制は長期に亘ると日常生活に影響を及ぼすから次の點に注意して遺憾なきを期すること

1. 各戸には必ず燈火管制の責任者を作つて不斷から訓練して置くこと

2. 外出する際は必ず燈火管制の處置を講じてから隣保

00021

班長に届出の上下出すること

3. 夜間就寢の際は不用電燈を必ず消すこと

4. 一戸の中一室は必ず完全隠蔽の出来る室を作つて置くこと

5. 電燈一個に必ず一個のカバーを備へて置くこと

6. 完全隠蔽の材料は布に限つたことはないから遮光紙新聞紙(二枚重ねの両面を黒く塗つたもの)等で代用すること

(ホ) 防空警報は總ての防空事務の基であるから迅速正確に洩れなく傳達すること

(ヘ) 隣保班の對空監視(防護監視)は重大な責任のあるものであるから責任の持てる人を選定して必ず實行すること

國民皆働で滞貨を一掃

—六月の大詔奉戴日實施方策—

六月の大詔奉戴日は常會徹底事項とも關聯し「國民皆働

で滞貨を一掃ませう」の項目を取上げて次の如き實施方策が決定した。縣民各位は「承諾必謹」の精神を一層徹底すると共に之が實踐を期されたい。

一、大詔に關する講話

當日午前六時三十分より十五分間「大詔に關する講話」の放送が行はれる

二、實踐事項

「國民皆働で滞貨を一掃ませう」

決戦下重要物資の輸送を圓滑にすることは戦力増強上絶對必要である。農繁期の農村に直接食糧増産に當る人や勤勞奉仕に行く人を除き、此の日を期して國民皆働で各地方々々の鐵道の各驛、港灣其の他にある滞貨の一掃に當ること。此のため翼賛會の各級支部にあつては「重點輸送、滞貨一掃協力運動實施要綱」に準じ各地それ／＼適切な方策を樹て、實施すること

三、實踐事項に關する放送

七日午後七時三十分より二十分間「大詔奉戴日の實踐事項に關する講話」の放送が行はれる。

週報・寫真週報掲載内容 (六月二十日發行)

週報

- 國民動員計畫問答
- 大東亞戰爭の現勢
- 海軍豫備學生の手引
- 海軍少年飛行兵
- 戦力増強安全生産

寫真週報

- 皇后陛下帝都四ヶ所に行啓決戦下の銃後女性敢闘の姿を詳しく御覽遊ばさる
- 秩父宮妃殿下御視察の光榮に奮ひ立つ女性達
- お母さんの職場見學
- 嗚呼山本五十六元帥
- 元帥在りし日の英姿
- 闘志に燃え立つ生産工場
- 必勝の生産へ鐵壁の安全

○元帥の仇はきつと討つぞ

昭和十八年六月四日印刷
昭和十八年六月四日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市吉方町
鳥取縣鳥取市前田印刷所